

平成17年第2回土別市議会定例会会議録（第5号）

平成17年12月16日（金曜日）

午前10時00分開議

午前10時48分閉会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

- 日程第 1 議案第43号 土別市総合福祉センター条例の一部を改正する条例について
議案第44号 土別市多世代スポーツ交流館条例の一部を改正する条例について
議案第45号 土別市営牧野条例の一部を改正する条例について
議案第46号 土別市林業センター条例の一部を改正する条例について
議案第47号 土別市日向森林公園条例の一部を改正する条例について
議案第48号 土別市勤労者センター条例の一部を改正する条例について
議案第49号 土別市羊と雲の丘観光施設条例の一部を改正する条例について
議案第50号 土別市スポーツ合宿センター条例の一部を改正する条例について
議案第51号 土別市サイクリングターミナル条例の一部を改正する条例について
議案第52号 土別市中心市街地交流施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第53号 上川北部地区広域市町村圏振興協議会を設ける普通地方公共団体の数の減少について
議案第54号 上川北部地区広域市町村圏振興協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 日程第 3 認定第 3号 平成16年度旧土別市一般会計歳入歳出決算認定について（土別市決算審査特別委員長結果報告）
認定第 4号 平成16年度旧土別市診療施設特別会計歳入歳出決算認定について（土別市決算審査特別委員長結果報告）
認定第 5号 平成16年度旧土別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（土別市決算審査特別委員長結果報告）
認定第 6号 平成16年度旧土別市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について（土別市決算審査特別委員長結果報告）
認定第 7号 平成16年度旧土別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（土別市決算審査特別委員長結果報告）
認定第 8号 平成16年度旧土別市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について（土別市決算審査特別委員長結果報告）

- 認定第 9号 平成16年度旧土別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定
について（土別市決算審査特別委員長結果報告）
- 認定第10号 平成16年度旧土別市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて（土別市決算審査特別委員長結果報告）
- 認定第11号 平成16年度旧土別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて（土別市決算審査特別委員長結果報告）
- 認定第12号 平成16年度旧土別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定
について（土別市決算審査特別委員長結果報告）
- 認定第13号 平成16年度旧土別市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて（土別市決算審査特別委員長結果報告）
- 認定第14号 平成17年度旧土別市一般会計歳入歳出決算認定について（土別市
決算審査特別委員長結果報告）
- 認定第15号 平成17年度旧土別市診療施設特別会計歳入歳出決算認定について
（土別市決算審査特別委員長結果報告）
- 認定第16号 平成17年度旧土別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
について（土別市決算審査特別委員長結果報告）
- 認定第17号 平成17年度旧土別市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
（土別市決算審査特別委員長結果報告）
- 認定第18号 平成17年度旧土別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて（土別市決算審査特別委員長結果報告）
- 認定第19号 平成17年度旧土別市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定
について（土別市決算審査特別委員長結果報告）
- 認定第20号 平成17年度旧土別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定
について（土別市決算審査特別委員長結果報告）
- 認定第21号 平成17年度旧土別市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて（土別市決算審査特別委員長結果報告）
- 認定第22号 平成17年度旧土別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて（土別市決算審査特別委員長結果報告）
- 認定第23号 平成17年度旧土別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定
について（土別市決算審査特別委員長結果報告）
- 認定第24号 平成17年度旧土別市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて（土別市決算審査特別委員長結果報告）
- 認定第25号 平成17年度旧土別市水道事業会計決算認定について（土別市決算
審査特別委員長結果報告）
- 認定第26号 平成17年度市立土別総合病院事業会計（旧土別市分）決算認定に

- について（土別市決算審査特別委員長結果報告）
- 日程第 4 認定第 27号 平成17年度旧朝日町一般会計歳入歳出決算認定について（朝日町決算審査特別委員長結果報告）
- 認定第 28号 平成17年度旧朝日町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（朝日町決算審査特別委員長結果報告）
- 認定第 29号 平成17年度旧朝日町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について（朝日町決算審査特別委員長結果報告）
- 認定第 30号 平成17年度旧朝日町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（朝日町決算審査特別委員長結果報告）
- 認定第 31号 平成17年度旧朝日町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（朝日町決算審査特別委員長結果報告）
- 認定第 32号 平成17年度旧朝日町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（朝日町決算審査特別委員長結果報告）
- 日程第 5 陳情第 1号 土別市が作成した『シックハウス対策ダイジェスト版』の改善点について（総務文教常任委員長結果報告）
- 日程第 6 陳情第 2号 住民税の引き下げを求める陳情について（民生福祉常任委員長経過報告）
- 陳情第 3号 国民健康保険税の引き下げを求める陳情について（民生福祉常任委員長経過報告）
- 陳情第 4号 介護保険料の引き下げを求める陳情について（民生福祉常任委員長経過報告）
- 日程第 7 意見書案第 10号 市町村合併推進を強制しないことに関する意見書について
- 意見書案第 11号 平成18年度予算等における森林・林業・木材産業施策の確立を求める意見書について
- 意見書案第 12号 国の季節労働者冬期援護制度の存続・拡充を求める意見書について
- 意見書案第 13号 国の季節労働者冬期援護制度の存続・拡充を求める意見書について
- 意見書案第 14号 「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書について
- 意見書案第 15号 議会制度改革の早期実現に関する意見書について

閉会宣告

出席議員（31名）

1番 田村明光君

2番 粥川章君

3番 神田壽昭君

4番 岡崎治夫君

5番	柿崎由美子君	6番	池田亨君
8番	谷口隆徳君	9番	川崎毅君
10番	小池浩美君	11番	秋山武四郎君
12番	山居忠彰君	13番	坂本勝己君
14番	小貫勝太郎君	15番	富長俊磨君
16番	山田道行君	17番	熊田庄一君
18番	安藤康夫君	19番	寺下亘君
20番	遠山昭二君	21番	岡田久俊君
22番	齋藤敏一君	23番	長南尚君
24番	阿部豊吉君	25番	近藤礼次郎君
26番	菅原清一郎君	27番	穴井芳明君
28番	斉藤昇君	29番	田宮正秋君
30番	中村稔君	副議長 31番	牧野勇司君
議長 32番	西尾寿之君		
欠席議員(1名)			
7番	早川龍男君		

出席説明員

市長	田苅子進君	助役	相山愼二君
助役	瀧上敬司君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局 長	吉田博行君
市民部長	安川登志男君	保健福祉部長	杉本正人君
経済部長	佐々木幸二君	建設水道部長	遠藤恵男君
朝日総合支所長	城守正廣君	財政課長	三好信之君
市立土別総合 病院事務局 長	藤森和明君		
教育委員会 委員 会長	佐々木正雄君	教育委員 教育 委員 会長	朝日保君
教育委員 教育 部 会長	佐々木文和君		

農業委員会 松川英一君

農業委員会 石川通広君

監査委員 三原紘隆君

監査委員 横山日出夫君

事務局出席者

議会事務局長 辻本幸慈君

議会事務局 岡田成治君

議会事務局長 藤田功君

議会事務局幹事 近藤康弘君

議会事務局長 浅利知充君

議会事務局幹事 岩端聖子君

(午前10時00分開議)

議長(西尾寿之君) ただいまの出席議員は31名であります。定足数を超えておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長(西尾寿之君) ここで、諸般の報告を事務局長からいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の欠席についてであります。7番 早川龍男議員から欠席の届け出があります。

次に、本日の議事日程及び諸報告につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で、報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 議員から送付された議案は次のとおりである。

意見書案第10号 市町村合併推進を強制しないことに関する意見書について

意見書案第11号 平成18年度予算等における森林・林業・木材産業施策の確立を求める意見書について

意見書案第12号 国の季節労働者冬期援護制度の存続・拡充を求める意見書について

意見書案第13号 国の季節労働者冬期援護制度の存続・拡充を求める意見書について

意見書案第14号 「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書について

意見書案第15号 議会制度改革の早期実現に関する意見書について

2. 常任委員長から送付された審査経過及び結果の報告は次のとおりである。

陳情第1号 土別市が作成した『シックハウス対策ダイジェスト版』の改善点について
(総務文教常任委員会)

陳情第2号 住民税の引き下げを求める陳情について(民生福祉常任委員会)

陳情第3号 国民健康保険税の引き下げを求める陳情について(民生福祉常任委員会)

陳情第4号 介護保険料の引き下げを求める陳情について(民生福祉常任委員会)

3. 特別委員長から送付された審査経過及び結果の報告は次のとおりである。

認定第3号 平成16年度旧土別市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成16年度旧土別市診療施設特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成16年度旧土別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成16年度旧土別市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成16年度旧土別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 平成16年度旧土別市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第9号 平成16年度旧土別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 認定第10号 平成16年度旧土別市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第11号 平成16年度旧土別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第12号 平成16年度旧土別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第13号 平成16年度旧土別市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第14号 平成17年度旧土別市一般会計歳入歳出決算認定について
 認定第15号 平成17年度旧土別市診療施設特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第16号 平成17年度旧土別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第17号 平成17年度旧土別市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第18号 平成17年度旧土別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第19号 平成17年度旧土別市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第20号 平成17年度旧土別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第21号 平成17年度旧土別市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第22号 平成17年度旧土別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第23号 平成17年度旧土別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第24号 平成17年度旧土別市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第25号 平成17年度旧土別市水道事業会計決算認定について
 認定第26号 平成17年度市立土別総合病院事業会計（旧土別市分）決算認定について
 （土別市決算審査特別委員会）
 認定第27号 平成17年度旧朝日町一般会計歳入歳出決算認定について
 認定第28号 平成17年度旧朝日町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第29号 平成17年度旧朝日町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第30号 平成17年度旧朝日町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第31号 平成17年度旧朝日町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第32号 平成17年度旧朝日町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 （朝日町決算審査特別委員会）

以上報告する。

平成17年12月16日

土別市議会議長 西尾寿之

議長（西尾寿之君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、議案第43号 土別市総合福祉センター条例の一部を改正する条例についてから議案第52号 土別市中心市街地交流施設条例の一部を改正する条例についてまで、以上10案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苺子市長。

市長（田苺子 進君） （登壇） ただいま議題となりました議案第43号 土別市総合福祉セン

ター条例の一部を改正する条例についてから議案第52号 土別市中心市街地交流施設条例の一部を改正する条例についてまで、一括してその概要を御説明申し上げます。

平成15年6月の地方自治法の改正により、公の施設の管理に関しては、指定管理者制度が導入され、これまで普通地方公共団体が出資している法人や公共的団体等でなければ管理運営を委託できなかったものが、普通地方公共団体が指定する法人、その他の団体に管理を委託できることとされました。

また、改正前の地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、管理を委託している公の施設については、同法の施行日である平成15年9月2日から起算して、3年を経過する日までは従来どおり管理委託制度を存続させることができますが、経過措置の期限である平成18年9月2日以降は指定管理者制度を活用するか、市の直営へ移行するか、その管理方式を変更しなければならないとされたところであります。

こうした中、旧土別市においては、指定管理者制度への移行手続を円滑に進めるため、手続に関する条例を制定いたしてあり、この条例を受けて、合併時には土別市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例を即時施行いたしたところであります。そこで今回提案いたしております土別市総合福祉センター条例ほか9条例の改正についてであります。現在管理運営委託により、運営しております施設について、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入することを所管する各課において検討いたしてまいりましたが、その結果、土別市総合福祉センターほか9施設を指定管理者制度による運営へ移行いたそうとするものでありまして、それぞれの施設の条例設置に係る条例について、指定管理者による管理や利用料金の取り扱いなどを可能となるよう所要の改正をいたそうとするものであります。

なお、今後においては条例改正の議決をいただきました後は、指定管理者と締結する協定書の内容や予定する指定管理者と事業計画などについて協議をいたし、平成18年第1回定例会に指定管理者の指定について御提案をいたす予定であります。

以上、指定管理者制度導入に係る条例改正について御説明申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（西尾寿之君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。寺下 亘議員。

19番（寺下 亘君） 今、市長から御説明のあったように、この指定管理者制度について、地方自治法第244条の2の第2項ですか、によって指定管理者制度がつけられることになりました。そこで、地方公共団体は条例で定める重要な公の施設のうち、条例で定める特に重要なものについてこれを廃止し、または条例で定める長期かつ独占的な利用させようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならないとなっております。この特に重要なものとは一体どういう施設をいうのか、まずお聞きしたいと思います。

議長（西尾寿之君） 三好財政課長。

財政課長（三好信之君） お答えいたします。

今の議員のおっしゃっていた議会において出席議員の3分の2の議決をもって廃止あるいは長期独占をできる施設ということで、本市の方でも条例で土別市議会の議会に付すべき重要な公の施設の利用または廃止に関する条例というもので定めておりますけれども、旧土別市からも若干一部変わりましたが、新市の方で定めてあります施設といたしましては、上水道事業施設、下水道事業施設、学校、公園、それと病院、診療所、火葬場と以上の施設になっております。

議長（西尾寿之君） 寺下 亘議員。

19番（寺下 亘君） そのほかの施設では重要とは認めていないのでしょうか。漏れていないですか。

議長（西尾寿之君） 三好財政課長。

財政課長（三好信之君） この重要と重要でないというのは判断、非常に難しいかと思うんですけれども、公の施設は当然すべて重要なわけなんです、ここで自治法上のその要旨といたしましては、特に重要な施設というのが一般的に住民の利用関係において、独占的に使用するか廃止するということになる、それまで利用していた住民に相当の不利益を生じさせるといったような場合になっておりまして、その定め方というのは非常に難しいんですけれども。他市の条例も参考にいたしましても、非常に細かく一つ一つの施設、個別の説明、何々小学校、何々小学校と言っているところもありますし、大枠で例えば学校と、本市のように学校というような定め方もしているところもありますし、ちょっと難しいんですけれども、ほとんどの他市の言っている施設と同じような格好でつくらせていただいております。

それで他の施設が重要でないかということはないんですけれども、当然それぞれの設置条例を持っておりまして、その施設を例えば廃止するといったときにもその設置条例なんかでの議会にかかることとなりますので、その中でも特に重要といったものを今回の条例で出しているということになります。

議長（西尾寿之君） 寺下 亘議員。

19番（寺下 亘君） 今回出されたこの10の施設は、特にそういう重要な施設ではないという判断でよろしいんですね。

議長（西尾寿之君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君） お答えいたします。

今回提案している条例に関係の施設につきましては、特に重要な施設ということではなくて、あくまで公の施設につきましては条例で設置条例を定めなければならないと、こういうことになっておりますので、これら施設については決して重要な施設ではないとは私どもは全く考えておりません。そうした中で今回提案したものにつきましては、市長が御提案した中にもありますけれども、ちょっと重複いたしますけれども、あくまでこれまで管理委託制度で運営してきた施設については経過措置が切れますのでそれに合わせて指定管理者制度導入といったものが可能だと。こういった施設について今回条例で提案しているといった状況でございます。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（西尾寿之君） 寺下 亘議員。

19番（寺下 亘君） 次に、一般的に地方自治体は指定管理者を公募するというに自治法の改正の中でなっていますけれども、市はどのような方法をとってこの管理者を設定しようとしているのかについてお聞きしたいと思います。

議長（西尾寿之君） 石川総務課長。

総務課長（石川 誠君） お答えいたします。

このたび公募によらない選定というスキームの中で考えさせていただいておりますが、特に特定のものしか公の施設の管理を最も効率的かつ効果的に行うことができないと判断される場合におきましては複数のものの中から選定することなく、指定管理者を指定することは法令上妨げられているものではございません。

このたび御提案申し上げている中身といたしまして、条例を定めて土別市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例でございますが、この第5条の適用をもちまして、特に事業効果が明確に期待できると思料するときにつきましては公募によらず、本市が出資している出資団体等を指定管理者の候補者として選定できると、この規定に基づきましてこのたびいたそうとするものでございます。

以上でございます。

議長（西尾寿之君） 寺下 亘議員。

19番（寺下 亘君） これから出てくるのかなという感じもするんですが、この法律の第5項指定管理者の指定は期間を定めて行うものとするところありますけれども、この重要施設についての期間の設定というのはどのように考えられているのですか。

議長（西尾寿之君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君） お答えいたします。

期間については複数年という形。解釈として期間無限という解釈も究極の解釈もあるわけでございますけれども、これはまずもってあり得ないと。そういった中でやはり他市の事例等も踏まえて考慮いたしますと、主に3年から5年といった期間の中で指定管理者制度が導入されている例が多いものですから、これからいろいろな検討に入るわけでありまして、この3年から5年の間での導入という考え方で対応してまいりたいと思っております。

議長（西尾寿之君） 寺下 亘議員。

19番（寺下 亘君） この法律の2の第10項、公共団体の長または委員会はとありますね。それで指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため指定管理者に対して当該管理の業務または経理の状況に関して報告を求め、実施について調査また必要な指示をすることができるということになっています。そこでこれを管理するのは長は恐らく市長だと判断するのですが、この委員会をつくるべきだと法律でも書かれているんですよ。この委員会の設置や運用についてはどのように考えられているのかお聞かせください。

議長（西尾寿之君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君） お答えいたします。

地方自治法第244の2の第10項で地方公共団体の長または委員会となっておりますけれども、委員会については教育委員会の施設を指すものでありまして、そういった委員会を設けるとそういったことにはなっていないと私どもは解釈いたしております。

議長（西尾寿之君） 寺下 亘議員。

19番（寺下 亘君） その点で、やっぱり市民の意見やそういうものがここに反映されるように、運営委員会みたいなものをつくる必要が私はあるんじゃないかと考えるのですが、その点についての御意見はいかがでしょうか。

議長（西尾寿之君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君） お答えいたします。

以前も齋藤敏一議員から御質問等があった関係でございますけれども、例えば今回は第3セクターあるいは公共的団体等に指定管理者になっていただこうと考えているわけでございますけれども、これから例えばいろんな種々検討の中で民間事業者も参入は可能になっておりますので、公募によってそういった方々も一緒に、そういった方々が入ってくると、そういった公募の方法を考慮したときには、先の議会でもご答弁申し上げましたけれども、庁内の中で横断的な委員会を設けまして、そういった中で検討を図ってまいりたいとこのように考えております。

議長（西尾寿之君） 寺下 亘議員。

19番（寺下 亘君） ぜひ市民の声がそういうことに生かされるようにしていただきたいと思っております。

やはり重要な公の施設がこれから管理委託されるのかどうか。その点については今後もそういう施設が民間に管理委託されていくのかということについてお考えをお聞かせいただきたいのと、できればそういう民間に管理を指定管理者に委託するということになれば、やはり市民サービスの低下にもつながっていくという感じがいたしますので、そういう民間に管理委託をするような方向ではなくて、市の施設は市でやっぱり守っていくとそういうことが求められると思いますけれども、御意見があればお聞かせください。

議長（西尾寿之君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君） お答えいたします。

指定管理者制度がまず導入された背景ということになるわけでございますけれども、やはり今まで第3セクターあるいは公共団体、公共的団体という方々しか管理委託、受託することができないと。こういった中で、やはり民間の事業者においても、例えば市が持っているような福祉施設とかスポーツ施設とか社会教育施設、こういうものに民間事業者もどんどん参入して実際に運営している、こういった実態がある中で、効率的な運営、当然市民サービスを落とさない中での効率的な運営が可能だという場合にあっては、管理者制度の導入、こういったこと

を国の方では求めてきたものと私どもは考えております。

そこで指定管理者制度を導入するに当たっての私どもの基本的な考えといたしましては、今の段階におきましては、今まで管理委託制度を持っている団体の分しか検討はされていないわけでありまして、今後の考え方といたしましてはやはり指定管理者制度を導入することによって民間事業者のノウハウこれが市民サービスの向上につながるものでなければだめであると。さらに効率的な運営によって今までよりも経費節減が可能であるか、さらに管理においては当然利用者の公平性、平等性こういったものを守らなければならない。さらに同様のサービスを行っている民間事業者があるのか、こういったことも含めて、体系的にこういったことについて整理、検討する中で総合的な判断、これは極めて総合的に判断しなければならないわけでございますけれども、そういった中で最も望ましい方法についてこれからは検討を図ってまいりたいとこのように考えております。

議長（西尾寿之君） ほかに御発言ございませんか。

齊藤 昇議員。

28番（齊藤 昇君） 2、3質問しておきたいと思うんです。

今、総務部長が、公がやるよりも経費の節減でありますとか、市民サービスがよくなる、そういうのが指定管理者制度だというふうにおっしゃいましたけれども、今この10施設を指定管理者制度を導入して管理をするに当たらせる、そういうことになりますと、経費の節減あるいは市民サービス、それから市政にとって今までとどう変わるのか、この点をお聞かせください。

議長（西尾寿之君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君） お答えいたします。

今回の御提案申し上げております10施設につきましては、これまで管理委託制度ということでそういった考え方の中で委託をしてきた施設でありまして、それらについて直営でいくのかあるいは指定管理者制度を用いるのかと二者択一の判断が求められてきたわけでありまして、直営ということには現段階から公募においてもならないだろうとそういった私どもの判断の中で指定管理者制度を今回導入したわけでありまして、寺下議員にお話したのはこれからの指定管理者制度を導入する場合にはこういったことを考えなければならないという考えでありまして、齊藤 昇議員からの御質問につきましては、これからさらによくなること、ノウハウを用いてよくなるのかとか、あるいは経費面の効率性、こういったものについては私どもの現段階の判断では大きな差は生じてこないだろうと考えております。

議長（西尾寿之君） 齊藤 昇議員。

28番（齊藤 昇君） 私は、例えばサイクリングターミナル、こういうところの運営なんかもいわば委託された側、これが知恵や工夫も出して少しでも委託料を少なくしていく努力をすべきだと思うけれども、こういうことってやはりやられていないわけですね。それからめん羊館にしても赤字を減らすなんていうところに全然ほど遠い状況であります。そういうところにも

本当に委託を受けて今度は管理運営全部ですから。だけれども委託料は相変わらず変わらないというのではなくて、そういうところに心して、私は新たな今度3月にどこにと決めて、今までと同じところなんだけれども、新たな気持ちで指定管理制度を生かしていくべきだこう思うんだけど、そこはもう変わらないんですと、何も、というだけのことなのか。この点はいかがなんでしょうか。

議長（西尾寿之君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君） 私からも少しお話をさせていただきますけれども、今、国の厳しい財政状況あるいは市町村の自治体の今日的な現状を踏まえて、今まで一般的に言われてきていることは、総理もそうなんですけれども、官から民へと。これは一つの流れとして、チープガバメントと言いますか、小さな政府づくりという中でできるだけ民にできることは民間の知恵を導入しながら移行していこうというのが考え方になってくるわけでありまして。

そういう意味からいたしますと、今回の制度改正にかかわっての提案は従来からとってきたようなものについてそれを制度化した中で、直営でいくのか、または委託をしていくのかということでありましてけれども。今その中で基本的な考え方としてやはり民間に委託をするということでは大きく住民サービスを後退させない中でいかに経費を削減していくのかというのが基本的な流れとしてそこにあるわけでありまして。今回のテレビで見えて一番気になったのは、国土交通省の今、問題になっている検定やなんか民間に委託された。その中で国の目が届かぬ中で、ああいうずさんなものがあつたと仮にするならば、これは私は本当に民間にどんどん何でもやらせていいという発想は非常に危険なことであります。ただそういうことを十分これから注意をしながらいかに安上がりでいいサービスを市民に提供できるかと。その精神を失っては私はならんとそんなふうに今思っていて聞いておたわけでございます。

議長（西尾寿之君） 斉藤 昇議員。

28番（斉藤 昇君） 今、契約する年度は何年になるかということはいくらというふうになってございますけれども、しかし実際には年度ごとに報告をしなければならないというふうになっているんだと思うんですけれども、この点どうなのかということ。同時にその年度ごとに指定された管理者が報告をするということになりますと、例えば3年間は今の業者なら業者だというふうに決めてあっても、年度ごとにきちんきちんと報告されて、それが議会にも報告されるというふうになるのかどうか、いかがですか。

議長（西尾寿之君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君） 大変申し訳ございません。報告の義務でございますけれども、これにつきましては指定手続条例の中でも、毎年度業者から報告をもらわなければならないというふうに定めております。

そこで議会の関係でございますけれども、やはり報告書そのものは市に対する業務報告書でございます。そうした中で市の方で中身を検討すると、こういったことになるわけでございますけれども、ただ議会の関係のチェック機能とかそういったことも当然あるわけでございます

ので、例えば私ども指定時管理者に対して委託料を払っている場合につきましては、予算時決算時、あるいは今回のように第3セクターの場合には業務報告書等が報告されますので、その時にも議会のチェック機能というのは働くのかなとこういうふうに考えております。

議長（西尾寿之君） 齊藤 昇議員。

28番（齊藤 昇君） この指定管理者制度というのは、初めは出されたときは公民館でありますとか、博物館だとか図書館だとかこういうものは指定管理者制度になじまないんだというふうに総務省でも言っていたんだけれども、その後通達があって、ほとんどのものができるというふうになって、指定管理者制度になじまないものを探したほうが早いのではないかと思われるくらい施設の管理や運営ができるというふうになると思うんですね。この指定管理者制度にのせるかのせないかは別にしてもそういう視点から考えますと、土別市、朝日地域、ここでは大体どのくらいのものが該当になるというふうに踏んでいらっしゃるのか。該当にならない主なものをちょっと挙げてみてください。

議長（西尾寿之君） 石川総務課長。

総務課長（石川 誠君） お答えいたします。

導入に当たります中身は別といたしまして、いわゆる公の施設ということで設置条例等の根拠に基づきましてある施設と言いますと、旧土別市におきましては78、旧朝日町におきましては42ということで合計120程度の施設があるかと思います。ただ指定管理者がなじまないというようなものについては個々の御判断ということになるのではなからうかというふうに考えます。

議長（西尾寿之君） 相山助役。

助役（相山慎二君） 今、総務課長の方から数のことは申し上げました。実態で申し上げますとそれらの施設そのものについては大方指定管理者制度ができると、可能だという範囲に入るのではないかということになるかと思えます。ただ、今、齊藤議員からもお話がありましたように、それらにかかわってのものというのは、例えば今第3セクターで、うちですと翠月ですとかサイクリングターミナル、ああいう営業活動を例えば主体にするという形については、民間というような形のものがかなりそういう面では公募制度をとると出てくる可能性がございます。一方では今ちょっとお話がありましたように図書館でありますとか、博物館というような関係についても民間でやってやれないことはないわけでありましてけれども、そういう施設を本当に民間に任せてもいいのかと。例えば指定管理者制度に移行するにしても、やっぱりNPO法人的な非営利法人、そういうものを主体にするというような選択肢はいろいろあるのではなからうかというふうに考えておりますので、今後の導入、新たな施設の場合に当たっては十分そういうことも視野に入れながら今、市長が申し上げましたように、第一義的には市民のサービスが向上するということが大前提であるということと、一方ではそういうことによって、市の財政なんかにも一定の寄与が可能であるということのような総合的な判断に基づいてやっていくべきものとそういうふうに考えております。

議長（西尾寿之君） 齊藤 昇議員。

28番（齊藤 昇君） 先ほども申し上げましたけれども、やはり指定管理者になって市には報告が上がるけれども、結局委託料で議会にかかる場合にはあるけれども、かからない場合なんかは全然のらないなんていう、報告があってもですよ。議会の対象にならないということもあるうかと思うんだけれども。私は情報公開条例で指定管理者の対象になっているわけでございますよね。その情報公開条例の精神、指定管理者にあっても相当な情報の提供をしなければならんというふうになると思うんだけれども、これは指定管理者制度の中で、その業者の情報公開の義務、これらはどんなになっているのかということと、個人情報保護条例ではこれはもう守秘義務を含めて指定管理者から離れたときにも守秘義務というのは負わされておりますけれども、特に公開条例で指定管理者の位置づけ、これはどういうふうになってございますか。

議長（西尾寿之君） 石川総務課長。

総務課長（石川 誠君） お答えをいたします。

新市におきまして、情報公開条例並びに個人情報保護条例につきましては、9月1日におけます武市市長職務執行者におきまして専決処分をいたしましたところでございます。そこでお話にございました情報公開の指定管理者に行います責務の関係でございますが、いわゆる指定管理者はその管理に関する公の施設の管理に関する情報の公開を行うためには必要な措置を講じなければいけないという規定を土別市情報公開条例第14条の規定に定めているところでございます。そこで、いわゆる公文書等の取り扱いについての公開請求があった場合におきましては、指定管理者に対しまして当該公文書等の提出を求めることができるという規定をいたしてございますし、特に指定管理者が提出した文書等につきましては、いわゆる公文書とみなしてこの条例を適用するという形になってございます。

以上でございます。

議長（西尾寿之君） ほかに御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） それでは、これより採決に入ります。

本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第43号から議案第52号までの10案件は原案のとおり可決されました。

議長（西尾寿之君） 日程第2、議案第53号 上川北部地区広域市町村圏振興協議会を設ける普通地方公共団体の数の減少について及び議案第54号 上川北部地区広域市町村圏振興協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加及び規約の変更について、以上2案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第53号 上川北部地区広域市町村圏振興協議会を設ける普通地方公共団体の数の減少について並びに議案第54号 上川北部地区広域市町村圏振興協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加及び規約の変更について、一括して御説明申し上げます。

平成18年3月27日をもって、名寄市と風連町が合併をいたしますことに伴い、上川北部地区広域市町村圏振興協議会から合併の日の前日の3月26日に両市町を一たん脱退扱いとし、合併の日の3月27日に名寄市を改めて加えるものであります。またこれらの脱退加入に伴う上川北部地区広域市町村圏振興協議会規約を変更することについて、地方自治法第252条の6の規定により、準用する同法第252条の2第3項に基づき、議会の議決を求める次第であります。

よろしく御審議をお願いいたします。（降壇）

議長（西尾寿之君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） それでは、これより採決に入ります。

本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第53号及び議案第54号までの2案件は原案のとおり可決されました。

議長（西尾寿之君） 次に、日程第3、認定第3号 平成16年度旧土別市一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第13号 平成16年度旧土別市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第14号 平成17年度旧土別市一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第26号 平成17年度市立土別総合病院事業会計（旧土別市分）決算認定についてまで、以上24案件を一括議題に供します。

土別市決算審査特別委員長の報告を求めます。池田 亨委員長。

土別市決算審査特別委員長（池田 亨君）（登壇） ただいま議題となりました認定第3号 平成16年度旧土別市一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第13号 平成16年度旧土別市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第14号 平成17年度旧土別市一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第26号 平成17年度市立土別総合病院事業会計（旧土別市分）決算認定についてまでの24案件に対する土別市決算審査特別委員会の審査経過及び結果を御報告申し上げます。

去る11月28日の本会議において、旧土別市市議会議員全員をもって構成する土別市決算審査特別委員会が設置され、平成16年度及び平成17年度決算に係る24案件の付託を受けたところであります。

経過につきましては、12月12日、13日及び14日の3日間、本会議場においてそれぞれ関係者

の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

結果につきましては、認定第3号から認定第26号までの24案件は原案のとおり認定すべきものと決定した次第であります。

以上で報告を終わります。（降壇）

議長（西尾寿之君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） それでは、これより採決に入ります。

本案については委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第3号から認定第26号までの24案件は原案のとおり認定と決定いたしました。

議長（西尾寿之君） 次に、日程第4、認定第27号 平成17年度旧朝日町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第32号 平成17年度旧朝日町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで、以上6案件を一括議題に供します。

朝日町決算審査特別委員長の報告を求めます。

安藤康夫委員長。

朝日町決算審査特別委員長（安藤康夫君）（登壇） ただいま議題となりました認定第27号 平成17年度旧朝日町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第32号 平成17年度旧朝日町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの6案件に対する朝日町決算審査特別委員会の審査経過及び結果を御報告申し上げます。

去る11月28日の本会議において、旧朝日町議会議員全員をもって構成する朝日町決算審査特別委員会が設置され、平成17年度決算に係る6案件の付託を受けたところであります。

経過につきましては、認定第27号から認定第32号までについて、12月9日に朝日総合支所旧議事堂において、それぞれ関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

結果につきましては、認定第27号から認定第32号までの6案件は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました次第であります。

以上で報告を終わります。（降壇）

議長（西尾寿之君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） それでは、これより採決に入ります。

本案については委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第27号から認定第32号までの6案件は原案のとおり認定と決定いたしました。

議長（西尾寿之君） 次に、日程第5、陳情第1号 土別市が作成した『シックハウス対策ダイジェスト版』の改善点についてを議題に供します。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

斉藤 昇委員長。

総務文教常任委員長（斉藤 昇君） （登壇） 総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

陳情第1号 土別市が作成した『シックハウス対策ダイジェスト版』の改善点については、本定例会初日の11月28日に付託を受け、12月8日に委員会を招集して審査いたしました。出席者及び説明員は報告書に記載のとおりであります。

審査結果につきましては、次のとおりであります。

本陳情につきましては、平成16年5月に陳情を受けた土別市のシックハウスマニュアルの問題点とその改善に向けての陳情についての審査の過程で作成することになったダイジェスト版の表現内容等の改善を求めるものであります。このダイジェスト版は、旧土別市議会総務文教常任委員会において内容等について協議、確認され、結果としてシックハウスの問題点をいち早く市民に知らせるという観点から、市民に配布となったものであります。さらにこのダイジェスト版は今後、国の指針等の動向を注視していく中でマニュアルの改訂等が必要となった場合には、必要に応じて市民に対し情報を提供していくことなどが確認されているところでもあります。また今後、市の「広報しべつ」でも掲載し、情報の提供と内容の改善に意を配していくことも明らかにされているところでもあります。ダイジェスト版の表現内容等についても庁内で組織したシックハウス対策会議において、今後必要に応じ、広範囲かつ最新の情報収集に努めるなどマニュアルの改訂等に取り組む際に、十分な協議検討の上、改訂していくことを確認したところでもあります。

本陳情については、平成16年5月に受けた陳情審査の中でその願意が十分検討されたところであり、これらのことを勘案した結果、不採択とすべきものと決定した次第であります。

以上で報告を終わります。（降壇）

議長（西尾寿之君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） それでは、これより採決に入ります。

本陳情については委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） 御異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は不採択と決定いたしました。

議長（西尾寿之君） 次に、日程第6、陳情第2号 住民税の引き下げを求める陳情について、陳情第3号 国民健康保険税の引き下げを求める陳情について及び陳情第4号 介護保険料の引き下げを求める陳情について、以上3案件を一括議題に供します。

民生福祉常任委員長の報告を求めます。池田 亨委員長。

民生福祉常任委員長（池田 亨君）（登壇） ただいま議題となりました陳情第2号 住民税の引き下げを求める陳情について、陳情第3号 国民健康保険税の引き下げを求める陳情について及び陳情第4号 介護保険料の引き下げを求める陳情についての3案件に対する委員会の審査経過を御報告申し上げます。

本陳情につきましては、本定例会初日の11月28日に付託を受けたところであり、経過につきましては、12月5日に委員会を招集して審査いたしました。出席者及び説明員につきましては報告書に記載のとおりであります。

本陳情3案件については、更に十分検討する必要があることから、閉会中継続審査と決定したところであり、

よって、本委員会としては閉会中継続審査の承認を求める次第であります。

よろしくお願いたします。（降壇）

議長（西尾寿之君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） それでは、これより採決に入ります。

陳情第2号から陳情第4号までの3案件につきましては委員長の申し出のとおり閉会中継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） 御異議なしと認めます。

よって、陳情第2号から陳情第4号については閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

議長（西尾寿之君） 次に、日程第7、意見書案第10号 市町村合併推進を強制しないことに関する意見書についてから、意見書案第15号 議会制度改革の早期実現に関する意見書についてまで、以上6案件を一括議題に供します。

本案については提案者の説明を省略いたします。

質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） それでは、これより採決に入ります。

本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第10号から意見書案第15号までの6案件は原案のとおり可決されました。

議長（西尾寿之君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

平成17年第2回定例会はこれをもって閉会いたします。

御苦労様でした。

（午前10時48分閉会）